# 八王子市手話通訳協力者・要約筆記協力者派遣事業実施要綱

平成18年10月1日　施行

改定　平成20年4月1日　平成20年12月1日　平成30年4月1日　平成31年4月1日
令和4年4月1日　令和5年4月1日　令和6年4月1日　令和7年4月1日

（目的）

第1条　地域生活支援事業実施要綱第3条第1号に規定する意思疎通支援事業のうち、八王子市手話通訳協力者・要約筆記協力者派遣事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条　本事業の実施主体は八王子市とする。ただし、事業の全部または一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

（事業内容）

第3条　聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思の疎通に支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に対し、仲介する手話通訳協力者または要約筆記協力者（以下「協力者」という。）を派遣することにより、聴覚障害者等とその他の者との意思の疎通を円滑にする。

（派遣対象者）

第4条　この事業において協力者の派遣を受けることのできる者は、次に掲げる者とする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等で、八王子市に住所を有する者。

（2）派遣を受けることのできる者が死亡し、その葬祭において協力者の派遣が必要な場合に限り、当該者の親族等。

2　前項の規定に関わらず、非常災害時に限り、手話又は要約筆記を必要とする者。

（協力者の要件）

第5条　この事業における協力者とは、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験合格者もしくは同等の技量があると市内聴覚障害者団体が認める者、市内聴覚障害者団体がろう通訳ができると認めた者または一般社団法人要約筆記者認定協会が実施する全国統一要約筆記者認定試験合格者のうち、市内聴覚障害者団体が推薦し、別紙に定めた協力者の遵守すべき事項を守り、従事する者で、市長が適当と認めた者をいう。

（協力者の登録手続）

第6条　前条に規定する協力者は、手話通訳協力者・要約筆記協力者登録申請書（様式第1号（様式略））を市長に提出するものとする。

2　市長は、前項の申請を承認したときは、名簿を作成のうえ申請者に対し、手話通訳協力者にあっては手話通訳協力者登録証（様式第2号（様式略））を交付し、要約筆記協力者にあっては要約筆記協力者登録証（様式第3号（様式略））を交付するものとする。

3　協力者は、第1項により申請した登録内容と変更があるときは、手話通訳協力者・要約筆記協力者登録事項変更届（様式第4号（様式略））を市長に提出しなければならない。

4　協力者は、登録証を紛失したときは、速やかに市長に申し出なければならない。

（協力者の登録の取消）

第7条　市長は、協力者から登録辞退届（様式第5号（様式略））の提出があったとき、遵守事項に違反したとき、または市長が協力者として不適当と認めたときは、協力者の登録を取り消す。

2　前項の規定により登録を取り消された協力者は、登録証を市長に返還しなければならない。

（協力者の守秘義務）
第8条　協力者は、活動を行うにあたり聴覚障害者等の人格を尊重するとともに、その活動に関して知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。協力者としての登録を終了した後も同様とする。

（派遣の範囲）
第9条　協力者の派遣は、派遣を必要とする聴覚障害者等からの申請、及び八王子市聴覚障害者協会、八王子中途失聴・難聴者友の会が組織として定期的な会の運営に係る会議等に参加するときに限り団体からの申請に基づいて行う。また、市が主催する事業等への派遣については、主催する所管課からの申請に基づいて行う。ただし、派遣申請の理由が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣は行わないものとするが、市長が認めた場合はこの限りではない。
（1）　営利に関するもの
（2）　宗教・政治活動に関するもの
（3）　裁判などの権利保持に関するもの
（4）　一件につき5時間を超え、かつ週3回以上行われるもの
　　ただし、健康・医療及び冠婚葬祭に関するもの、市主催の行事に関するものを除く

（派遣手続）
第10条　協力者の派遣を必要とする聴覚障害者等及び八王子市聴覚障害者協会、八王子中途失聴・難聴者友の会は、原則7日前までに市長に申請するものとする。ただし、緊急時にはこの限りではない。
2　市長は前項の申請に基づき、前条に規定する範囲に照らし、協力者を派遣するものとする。
3　協力者は、登録証を携帯し派遣活動を行うものとする。
4　協力者は、活動終了後すみやかに手話通訳協力者・要約筆記協力者活動報告書（様式第６号（様式略））を市長へ提出するものとする。

（活動費等の支払）
第11条　市長は、前条第4項の規定により活動報告書の提出があった場合には、別表1に基づき活動費等を支払うものとする。

（費用及び利用者負担）
第12条　市は別表1に定める費用の百分の百に相当する額を協力者に支払うこととし、利用者負担は無料とする。

（活動費等の返還）
第13条　市長は、偽りその他不正の手段により活動費等の支給を受けた者があるときは、その者にすでに支給した活動費等の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）
第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1
手話通訳協力者・要約筆記協力者活動費基準表

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">活動費</td><td colspan="2">1件につき1時間以内のとき</td><td>（基本料金）3,300円</td></tr>
<tr><td colspan="2">1件につき1時間を超えるとき</td><td>15分ごとに300円を加算</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通費</td><td rowspan="3">1件につき協力者の自宅から派遣場所までの往復</td><td>交通機関使用分</td><td>実費</td></tr>
<tr><td>自家用車等使用分<br>（往復5km未満）</td><td>300円</td></tr>
<tr><td>自家用車等使用分<br>（往復5km以上）</td><td>500円</td></tr>
<tr><td>駐車・駐輪料金</td><td>1人1台につき</td><td>実費</td></tr>
<tr><td>映像通訳加算</td><td colspan="2">1人1件につき</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>PC持込料</td><td colspan="2">1人1件につき</td><td>500円</td></tr>
</table>

※映像通訳加算
依頼に基づく動画及びインターネット配信（ライブ配信を除く）に、通訳者として出演した場合の加算のことをいう。ライブ配信については、通常の派遣と同等とみなし、映像通訳加算は支払わない。

※派遣時間には準備時間を含むものとし、下表を最低準備時間とする。

| 種別 | 準備時間 | 準備内容 |
|---|---|---|
| 手話通訳協力者 | 15分 | 立ち位置の確認 |
| 要約筆記協力者<br>（全体投影/手書き） | 30分 | 要約筆記の表出状態確認<br>※机、椅子、プロジェクター、スクリーン及び電源の設置は依頼者が行うものとする。 |
| 要約筆記協力者<br>（全体投影/PC） | 60分 | 機材の設置、要約筆記の表出状態確認<br>※机、椅子、プロジェクター、スクリーン及び電源の設置、表示用パソコンのログインは依頼者が、その他の機材の設置及び設定は要約筆記協力者が行うものとする。 |

※交通費については、以下のとおり定める。

1 交通費の対象区間は、協力者の自宅から派遣場所への区間を原則とする。ただし、派遣が連続する場合等は、前の派遣場所から次の派遣場所への移動区間も交通費の支給対象とする。
2 交通機関を使用する場合は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法を協力者は選択すること。
3 協力者が所持している定期券等、またはシルバーパス等の無料乗車証を使用して派遣場所へ向かった場合、その利用区間の交通費は支給対象外とする。
4 自家用車及び自動二輪車または原動機付自転車を使用する場合は、1件につき往復5km以上は500円、往復5km未満は300円を支給する。
5 派遣に必要な駐車、駐輪料金については、領収書の提出をもって実費を支給する。
6 協力者は、活動報告書に自宅から派遣場所へ利用した交通機関等の経路・金額を記載、もしくは自家用車及び自動二輪車または原動機付自転車を使用した場合については、自宅から派遣場所への往復距離を記載し、委託団体に提出すること。
7 原則として、タクシー使用区間の交通費を認めない。

遠隔システムを利用した要約筆記協力者の派遣（以下、遠隔要約派遣という。）における、要約筆記協力者が使用する機器（PC）について以下のとおり定める。

1　原則として、委託団体で用意している機器を用いて実施すること。
2　委託団体で用意している機器ではなく、パソコン持込を希望及び使用する場合、パソコン持込料は支払わないものとする。
3　パソコン持込を希望する際、要約筆記協力者は以下の事項を遵守しなければならない。違反行為が複数回続いた場合には、登録の取消対象となるものとする。
（1）遠隔要約派遣を引き受ける際に、委託団体にパソコンを持ち込みたい旨を申告し、事前に承諾を得ること。委託団体が認知していない状況でパソコンを持ち込んではならない。
（2）遠隔要約派遣のために持ち込んだパソコンで発生した破損・故障等について、市及び委託団体は一切責任を負わないものとする。
（3）遠隔要約派遣において使用できるパソコンは、ウイルス対策ソフトを導入し、最新のウイルスパターンファイルを適用しているものに限る。持ち込むパソコンにおける対策ソフトの導入、最新パターンファイルの適用は、所有者の責任において行うこと。
（4）遠隔要約派遣において、通訳中にパソコン画面のスクリーンショットを撮ってはならない。
（5）遠隔システムにログインするための URL、ID 及びパスワードについて、いかなる媒体においても記録・記憶させてはならない。
（6）遠隔システムのログイン画面で、要約筆記協力者が操作できるのは「待機画面」のみとし、他のボタンは一切触れてはならない。他のボタンを誤って操作した場合は、すぐに委託団体の職員に報告し、指示を仰ぐこと。
（7）市又は委託団体が、遠隔要約派遣における要約筆記協力者のパソコンの使用において、本遵守事項違反の疑念を抱いた場合、市又は委託団体は、当該パソコンを調査する権利を有し、要約筆記協力者はこれを拒むことはできない。

別紙　協力者の遵守事項

八王子市手話通訳協力者・要約筆記協力者派遣事業実施要綱に基づく協力者は、本事業において以下の事項を遵守するものとする。

1　協力者として活動するときには、登録証を携帯すること。
2　本事業において、政治または宗教に係る活動をしないこと。
3　本事業で知り得た個人または団体の秘密は、他に漏らしてはならない。協力者としての登録を終了した後も同様とする。
4　派遣場所へは現地集合、現地解散を原則とすること。通訳者の自家用車に依頼者を乗せる、依頼者の自家用車に乗ること等は、派遣事業として認めない。
5　交通状況などにより依頼時間に遅れることが想定される場合、必ず委託団体に連絡し指示を仰ぐこと。
6　時間的余裕のない複数の依頼を受けないこと。
7　依頼時間を30分過ぎても、依頼者が来ない場合、委託団体に連絡し指示を仰ぐこと。
8　派遣日程については、聴覚障害者の都合を優先とすること。
9　活動において判断に窮する場合は、委託団体に連絡し、指示を仰ぐこと。
10　活動報告書は活動後早急に、遅くとも翌月5日までに必ず委託団体に提出すること。